令和８年第３回定例会 厚生環境常任委員会議事録

令和８年 10 月 15 日(木)

開会（午前９:55）

○渡辺秀敏委員長

開会宣言。出席委員が 10 名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された議案は、「補正予算４件」、「条例の一部を改正する条例２件」、「財産の減額譲渡１件」の計７件である。

議案の審査に入る前に、須貝副市長よりあいさつ願いしたい。

○須貝副市長

冒頭少しだけお話をさせていただきます。

皆さん報道等でお聞きしてるかと思いますけども、本年はインフルエンザの流行期が早まっているところでございまして、県内の自治体、市町村の中でも、すでに小中学校の学級閉鎖をしているところもございます。市では、中学生まで、また、高齢者の方を対象に費用助成を行ってございまして、この 10 月から接種が始まっておりますので、市民への周知に努めて参りたいと思います。

また、その他予防接種として、近年中高年の方に発症が見られる帯状疱疹でございますけども、昨年度から国において定期予防接種化されてございます。市でも、基本 65 歳以上の方を５歳刻みの方を対象に実施しているところなんですけれども、本年度の接種率では８月末時点で 18%となってございます。年度末の見込みとしては、約 30%で昨年度と同程度になるんだろうというふうには見ておりますけれども、非接種費用の助成を始め、いろんな周知を行ってはおりますけども、個人の接種の負担金が、高額になっているということもあって、なかなか接種率が高いとは言えない状況になってございます。

また、罹患されると激しい痛みを伴ったり、また治っても長期間、後遺症が残ると、それに悩まされるというようなところもございますので、効果的なワクチン接種の推進というところを市でも進めて参りたいと思います。

本日の議題は７件ということで審議願いたい。

議第 75 号　令和８年度胎内市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

宮崎市民生活課長説明

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 8,588 万 4,000 円を追加し、予算の総額を 28 億 9,676 万 1,000 円といたしたくお諮りするもの。歳出では、第１款総務管理費においては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び子ども子育て支援金制度の周知に係るパンフレット

作成のため、国庫補助金が交付されるため、それを充当いたしました。なお、お知らせの作成にかかる費用は、少額であるため、既存の予算内で対応しました。第７款諸支出金では、令和７年度の精算分として、保険給付費等交付金返還金及び一般会計繰出金を計上。第８款予備費では、歳入歳出の差額分を計上して調整を行ってございます。

歳入では、第６款繰越金において、前年度決算の確定に伴う繰越金を増額。第８款国庫支出金では、先ほど歳出の際にご説明申し上げました、マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び子ども子育て支援金制度の周知パンフレット作成に係る国庫補助金を新たに計上したものでございます。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 76 号　令和８年度胎内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

宮崎市民生活課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ 4,207 万９千円を追加し、その総額を５億 3,977 万９千円とするもの。

第２款後期高齢者医療広域連合納付金おいて、令和８年度の当初賦課による賦課額の確定に伴い、今年度の納付金を増額したほか、前年度精算分として、納付金の返還分を計上した。第３款諸支出金においては、前年度精算分として、一般会計繰出金を計上。第４款予備費では、歳入歳出の差額分を計上して、調整を行った。

歳入では、第１款後期高齢者医療保険料においては、令和８年度の当初賦課による賦課額の確定に伴い、今年度の保険料を増額した。なお、本保険料については、全額、後期高齢者医療広域連合へ納付金として支払う仕組みとなっており、歳出で計上した同額を歳入でも計上している。

第４款繰越金では、前年度決算の確定に伴う繰越金を増額した。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 77 号　令和８年度胎内市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

金子福祉介護課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ１億 5,092 万９千円を追加し、その総額を 39 億 7,149 万７千円とするもの。

第４款基金積立金では、前年度事業費の精算に伴い、介護給付費準備基金への積立金を増額するものである。なお、補正予算後の基金積立金の総額は８億 3,099 万 2,300 円となる。第５款諸支出金では、前年度の給付実績により、国及び県の負担金の精算による返還金を計上し、繰出金で精算による一般会計への繰出金を計上した。

歳入では、第８款繰越金では、令和７年度決算における繰越額の確定に伴い計上した。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 78 号　令和８年度胎内市黒川歯科診療所運営事業特別会計補正予算（第１号）

佐藤健康づくり課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ 298 万円を追加し、その総額をそれぞれ 4,408 万円とするもの。

初めに、歳入では、第２款繰越金におきまして、令和７年度の決算額に伴う前年度繰越金として 298 万円を増額したもので、歳出では、第２款予備費に、その同額分を増額したもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 82 号　胎内市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

宮崎市民生活課長説明

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、本条例第３条第１項において引用している関係条文の番号に、繰り上げが生じたことから、現行の規定を最新の法令の条文番号と整合させるため、所要の改正を行うもの。併せて、第６条中における「き損」という平仮名混じり表記を常用漢字の表記に従い、「毀損」という漢字表記に改めるもの。なお、施行日は公布の日とするもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第83号　胎内市空き地、空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

宮崎市民生活課長説明

本案は、当市における空き地及び空き家の適正管理をさらに推進するため、空き家等対策の推進に関する特別措置法との整合性を図るとともに、適切な行政手続の確立及び市民の安全確保に向けた緊急安全措置に関する必要な規定を新たに設けるなど、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容をご説明いたします。まず１つ目に、第２条第２号及び第３号における定義の改正でございます。これまでは条例独自で詳細な定義を規定しておりましたが、国における法令解釈との整合性を図るため、それぞれ法の規定に基づき、特定空き家及び管理不全空き家等の定義へと改めるものでございます。

なお、この改正はこの改正は文言を上位法律の定義に合わせるものであり、これまでの本市における、実際の運用や、対象となる方の範囲に実質的な変更を生じるものではございません。また、同４条におきましては、法との整合性をより明確するため、新たに管理不全空家の定義を設けてあります。

２つ目に、第５条特定空き家等に対する措置の削除でございます。本条に規定しておりました内容につきましては、すでに上位法令である法第22条において同様の措置が規定されております。そのため、条例上の過剰な重複を解消し、法体系の簡素化を図る観点から、本規定を削除するものでございます。

なお、今後は法の規定が直接適用されることになりますが、実際の運用には影響はございません。

３つ目に、認定通知に関する規定の新設でございます。これまで、管理不全空き家及び特定空き家に認定した際の通知方法に関しては、明文された規定がなかったことから、行政手続きの透明性と、適正性を高めるため、新たに第５条として通知に関する規定を設けるものでございます。

４つ目に、緊急安全措置に関する規定の新設でございます。

これまで、管理不全空き家に対する緊急的な措置につきましては、市の条例上明確な規定がございませんでした。しかしながら、市民の皆様の安全を最優先に考え、万が一の際にも速やか、かつ、適切な措置を講じることができるよう、この度新たに第６条として、緊急措置に関する規定を設けるものでございます。

本来大規模な措置を行おうとする場合は、法に則り、手続を段階的に踏む必要があり、一定の時間が必要となります。今回の条例改正は、例えば強風などによって、外壁が剥がれ落ちそうになっている場合や、庭木の越境によって危険な状態となった際への対応を想定しております。

これまでは、こういった事態に対しまして一時的な、応急措置を行える明確な規定がなく、また措置に要した費用に関しても、所有者等に請求できる規定がございませんでした。

そこで、今回条例において、これらを明文化することにより、緊急時における市民の安全を迅速に守るとともに、かかった費用についても適正に請求できるよう、運用の適正化を図るものでございます。

最後に、条例全体における表記の適正化でございます。国の法律の表記と一致させるため、条文中の「空き家」という送り仮名のある表記を全て送り仮名のない「空家」へ改めるものでございます。

こちらも、表記の統一を行うものであり、対象となる空き家の内容そのものに変更を生じるものではございません。

なお、施行日は公布の日といたします。

質疑

〇増子達也委員

今回の改正で、非常に簡略化になったっていうのは非常にいいと思うんですけれども、見るだけでは、その上位法令で規定されてるとはいえ、特定空き家の対策をどのように進めていくのかっていうのが見えない条例になっているので、できるのであれば、上位法令の幾つ、に準ずるとか、そういった方が見やすいんじゃないかなと。誰が見ても、すぐわかるような条例にしたほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。そういったことができるのかできないのかというのが 1 点と、あと新旧対照表の５ページ目の（4）管理不全空き家等、法第 13 条第 1 項に規定する管理不全な空き家等をいう。なんですが、法第 13 条を見ても、規定が非常に曖昧なのかなというふうに思うんですが、どのようにとらえたらいいんでしょうか。

〇宮崎市民生活課長

まず１点目の誰が見てもわかるような、というふうなお話なんですけれども、条例の作り方といたしまして上位法令がある場合になりますと、やはり今回のような作り方でございますので、条例とか法律といいますとなかなかわかりにくいっていうところがあるんですけれども、そういった作り方に沿って、今回作ってますという形でございます。

もう１つの管理不全空き家等、法律 13 条というところなんですけれども、この管理不全空き家というのは、特定空き家になる１歩手前っていうふうなところで考えております
胎内市で言えば、特定空き家になりそうなのは、危険空き家なのですけれども、そこが特定空き家に一番近いというふうなところでございます。その１歩手前の状況、大規模改修空き家の辺りが、管理不全空き家の１つになるというふうに考えてございますので、今我々の方で大規模改修空き家というものは、50 点から 99 点までといいますか、そこまでのものが、大規模改修空き家となっておりますので、そこが、管理不全空き家になり得る住宅というふうなところでございます。また、その特定空き家もそうなんですけれども、管理不全空き家

といいましてもやはりその地域といいますか、その建ててある場所によって周囲に被害がある、ないを判断してやっておりますので、やはり緊急を要するとなれば、やはり管理不全空き家にも、特定空き家にも認定していくという気持ちでございますので、管理不全空き家というところの、我々の方で想定しているのは、大規模改修空き家の 50 点から 99 点までの間を想定しているところでございます。

〇筧智也委員
　大規模改修空き家の 50 点から 99 点までの部分を、管理不全空き家に規定していくという話でよかったですよね。では、現在把握してる時点で何軒くらいあるのか、その辺教えていただけますか。

〇宮崎市民生活課長
　昨年度区長さんにお願いして調査してもらった、結果では、大規模改修空き家は、今のところ全地区で 168 軒が該当する形でございます。

自由討議

　無し

採決

　全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 85 号　財産の減額譲渡について

宮崎市民生活課長説明
　議第 85 号財産の減額譲渡の審議に入ります前に、担当課は福祉介護課となっておりますが、譲渡に至るまでの経緯を市民生活課の方からご説明させていただきたいと思います。
　まず、市政報告で市長が申し上げましたが改めて説明をさせていただきます。
船戸の最終処分場の用地は、皆さんご承知だと思いますけれども、今回のもう１つ、西条の用地というところでございまして、今日は皆様のお手元に配付した地図の赤枠で囲まれてる、そこが今回の譲渡の用地でございます。
　それでは経緯を説明させていただきます。本件は、市が所有しておりました、船戸の処分場整備用地と新発田広域事務組合が所有しておりました、西条の用地との土地交換及びその後の土地譲渡に関する経緯でございます。
　まず、市が所有する船戸の処分整備用地につきまして、新発田広域事務組合が取得するに

あたっては、その費用が構成市町の財政負担となることが課題でございました。一方で、新発田広域事務組合が所有する西条の用地につきましては、現在、社会福祉法人七穂会が使用しておりますが、同法人より施設の建て替えに伴い、当該用地を有償で譲り受けたい。との打診が同組合に寄せられておりました。これらの両件の状況を踏まえ、新発田広域事務組合側より、構成市町の財政負担を少しでも軽減するため、土地鑑定評価額が、同等である組合所有地の西条の土地と市が所有する船戸の処分用地と交換していただきたいとの申出をいただいたものでございます。

本市といたしましても、この申出を受け入れ、交換完了後は、本市と七穂会との間で譲渡手続を進める方針で合意いたしまして、土地の交換につきましては、市政報告でも申し上げました通り、９月 16 日を持ちまして、新発田広域との等価交換を完了いたしました。

以上の経緯により、広域事務組合及び構成市町の財政負担を抑えつつ、社会福祉法人の施設整備を円滑に進めるための枠組みを整えたものでございます。

金子福祉介護課長説明

これは、障害福祉サービス事業所、虹の家が運営する社会福祉法人七穂会が、平成元年から使用している土地について、施設の建て替えを機に土地を取得したい旨の希望がありましたことから、地方自治法第 96 条第１項第６号の規定に基づき、公共的役割を担う法人に対して、時価よりも低い価格で譲渡することについてお諮りするものでございます。

譲渡する土地は、赤川字川原下 2999 番２及び西条字道添 412 番 8 で、地目は宅地であり、地積は合計 3188.97 平方メートル。

鑑定評価額は１平方メートル当たり、9,500 円で合計 3,029 万 5,215 円となります。

譲渡価格につきましては、当法人の資力に配慮したほか、近隣の自治体において同様の法人に譲渡する際に、５割減免としていることを参考に、1,514 万 7,000 円としております。

譲渡相手は、社会福祉法人七穂会で、譲渡後も引き続き障害福祉サービス事業所、虹の家の用地として使用するものです。

質疑

〇増子達也委員

七穂会さんに、現状としては市が貸し出してる形になっているのでしょうか。例えば他にも市が所有しているそのような用地があって、今後そういう計画があるものなのか、これで全部なのかっていうところはいかがでしょうか。

〇金子福祉介護課長

現在のところ他の法人からそういったご相談はございません。また、今現在、社会福祉法人が経営している土地に関しては、市の財産であれば、市が無償で貸し付けをしているケースが多いところになります。

○八幡元弘委員
　これまでにも、こういった減額譲渡の事例はあったんでしょうか。

○金子福祉介護課長
　胎内市では、これまでは無償の貸し付けで行ってるところが多いので、減額譲渡という事例は把握しておりません。ただし、近隣の新発田市とか、そういうところではそういった減額譲渡といった事例があるというふうに伺っております。

自由討議

　無し

採決

　全員異議なく、可決すべきと決定。

○渡辺秀敏委員長
　以上で厚生環境常任委員会を閉会する。

閉会（10:35）